

富谷市結婚新生活支援事業補助金 Q & A

1. 申請方法について

Q1 毎月支払いをしている賃料（家賃）等はいつ申請することができますか？

A1 毎月支払う賃料（家賃）や共益費は3か月分が補助対象の上限です。申請は申請する費用の支払いが終わった後に行ってください。なお、複数回に分割して申請することはできません。

Q2 夫婦のどちらが申請すべきですか？

A2 どちらからでも構いません。ただし、申請者は申請する住宅に係る住所に住民登録がある必要があります。

Q3 夫婦以外の者が代理で申請することはできますか？

A3 代理による申請はできません。申請はご夫婦のいずれかが行ってください。

2. 申請書類について

Q1 課税（所得）証明書を提出する場合、源泉徴収票を代わりにすることはできますか？

A1 源泉徴収票を課税（所得）証明書の代わりにすることはできません。必ず自治体が発行する「課税（所得）証明書」又は「非課税証明書」の所得金額が記載されているものを提出してください。なお、令和8年1月1日時点で富谷市に住民登録がある場合は、課税（所得）証明書等の提出は不要です。

Q2 課税（所得）証明書を提出する場合、前年の所得がない（非課税である）場合も提出する必要がありますか？

A2 非課税の方は非課税証明書の所得金額が記載されているものを提出してください。未申告の場合は申告が必要です。

なお、令和8年1月1日時点で富谷市に住民登録がある場合は、非課税証明書等の提出は不要です。

Q3 奨学金の返済額が確認できる書類とはどのようなものですか？

A3 奨学金返還証明書をご提出ください。返済先が証明書を発行しない場合は銀行振込明細の写しなど、支払日、支払者、支払額、支払先の全てを確認できるものを提出してください。

Q4 費用の支払いを証明する領収書にはどのような項目が記載されている必要がありますか？

A4 領収書（預かり証、受領証でも可）には、支払者の氏名、支払先、金額、支払いの内容、支払日の全ての記載が必要です。

Q5 賃料（家賃）は毎月金融機関口座から振替（又は金融機関振込）で支払っていますが、領収書を添付する必要がありますか？

A5 金融機関の口座振替や振込による支払いの場合であっても、原則として大家・不動産会社・保証会社等に領収書の発行を依頼し、添付してください。なお、領収書等の発行が困難な場合は、銀行振込明細の写し等の以下の項目を全て確認できる書類を添付してください。

- ・支払元口座の名義人
- ・金額
- ・支払いの内容又は支払先の名称
- ・口座引落日

※保証会社が発行する領収書を添付する際は賃貸借契約書に保証会社への支払いをする旨の記載がある場合を除き、保証契約書の写しなどの保証会社へ家賃を支払うことを証する書類を添付してください。

Q6 賃料（家賃）を毎月クレジットカードで支払っていますが、領収書を添付する必要がありますか？

A6 原則として領収書を添付してください。なお、クレジットカード会社から領収書が発行されない場合は下記の全てを確認できるカード利用明細書を添付してください。なお、該当箇所以外は黒塗りしても構いません。

- ・支払者氏名
- ・金額
- ・支払いの内容又は支払先の名称
- ・カード利用日（＝カード決済日） ※ 口座の引落日ではないので注意

3. 対象となる要件について

Q1 結婚の予定は決まりましたが婚姻届をまだ提出していません。補助金の申請をすることはできますか？

A1 婚姻届の提出・受理前に申請することはできません。

Q2 所得はどのように計算するのですか？

A2 給与を支給されている給与所得者の場合は、令和7年（1月～12月）の給与等の収入から、給与所得控除額を差し引いた額となります。自営業者の場合は、収入金額から必要経費を差し引いた額となります。（令和7年の所得が確定していない場合は前年度の所得で判定します）。

Q3 所得金額はどこで分かりますか？

A3 自治体の発行する課税（所得）証明書、マイナポータルで確認できます。確認した夫婦の「合計所得金額」を申請時に入力してください。

Q4 どの程度の給与収入であれば500万円の所得になりますか？

A4 1人の方の給与収入がおおよそ670万円の場合に所得が500万円となります。ただ

し、あくまでも概算であるため、課税（所得）証明書やマイナポータルで確認が必要です。
なお、夫婦双方に所得がある場合は、双方の所得を合計します。

Q5 所得から控除できる奨学金について、控除の対象になるのはいつまでに支払った額ですか？

A5 令和7年（1月～12月）に返済した奨学金の額（借りている金額ではなく支払った額）が控除の対象です。

Q6 令和8年1月1日時点で海外に居住していた等の理由により、日本国内で課税されておらず、課税（所得）証明書が取得できない場合はどうすればよいですか？

A6 住民票の写し等で課税基準日（令和8年1月1日）に日本国内に居住していなかった事実を確認し、前年の収入が確認できる資料（給与明細等）により、所得を推計します。

Q7 夫婦の一方が外国人である場合は対象となりますか？

A7 日本方式の婚姻をしていれば対象となります。外国方式の婚姻をしている場合は、戸籍に婚姻の事実を記載していれば対象となります。

Q8 夫婦の双方が外国人である場合は対象となりますか？

A8 日本方式の婚姻をしていれば、対象となります。

Q9 再婚の場合は対象になりますか？

A9 対象になります。ただし、夫婦の双方又は一方がこの制度の補助金（他市区町村での申請を含む。）を受けたことがない場合に限りません。また、補助を受けるために故意に離婚・婚姻した場合は対象になりません。

Q10 別居婚は対象になりますか？

A10 対象になります。ただし、夫婦の一方の費用のみが対象です。なお、夫婦の一方が他の市区町村に居住しており、当該市区町村でこの制度の補助金を受給した場合は対象になりません。

Q11 事実婚及びパートナーシップ制度は対象になりますか？

A11 対象になりません。

Q12 子どもがいる場合は対象になりますか？

A12 対象になります。

Q13 生活保護を受給している場合は対象になりますか？

A13 対象になります。ただし、生活保護で生活扶助又は住宅扶助等を受給している場合、その部分については補助の対象になりません。

Q14 公営住宅や地域優良賃貸住宅の同居者も本補助金の対象になりますか？

A14 対象になります。ただし、補助金の対象となる費用について、地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助の対象になりません。

Q15 夫婦のいずれもが、ライフデザイン支援講座、プレコンセプションケアに関する講座、医療機関への妊娠・出産に関する相談、共家事・子育て講座のいずれかの講座を受講することが要件だが、どこで受講できますか？

A15 富谷市保健福祉部子育て支援課あてに、お問い合わせください。

電話 022-358-0516

4. 対象となる費用について

Q1 婚姻前の住宅購入は対象になりますか？

A1 対象になります。ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に取得した（引き渡しを受けた）ものに限り、取得日の確認のため、引き渡し証明書等を提出してください。

Q2 婚姻前のリフォームは対象になりますか？

A2 対象になります。ただし、婚姻を機とし、婚姻日から起算して1年以内に実施したものに限り、契約書等によりリフォームの実施日を確認します。

Q3 婚姻後に単身赴任などで別居する場合に生じる賃料（家賃）等は対象になりますか？

A3 対象になります。ただし、主たる生活拠点となっている住宅は、富谷市内に所在する必要がある、当該住宅に係る賃料（家賃）等のみが対象となります。

Q4 親族の家（実家等）に引っ越して同居する場合の引越費用は対象になりますか？

A4 対象になります。ただし、申請する引越費用を夫婦のいずれかが支払った場合に限り、ます。

Q5 新しく購入・賃借した住宅に親族（親など）と同居する場合の費用は対象になりますか？

A5 対象になります。この場合も所得の計算は親族の所得を含めず、夫婦の所得のみで行います。ただし、住宅の購入や賃借の契約名義が、申請する夫婦のいずれかの名義になっており、かつ、費用の支払いを夫婦のいずれかが行っている場合に限り、ます。なお、引越費用については、親族が購入・賃借している住宅であっても、夫婦のいずれかが支払っていれば対象になります。

Q6 親族が保有する物件を賃借又は取得した場合は対象になりますか？

A6 対象になります。ただし、住宅賃借や住宅取得のための契約書により内容が客観的に確認でき、これらに係る費用の支払いを夫婦のいずれかが行っていることが必要です。

Q7 賃料(家賃)について、会社から住宅手当の支給を受けていますが、対象になりますか？

A7 対象になります。ただし、会社等から支給された住宅手当を補助対象費用から控除します。夫婦それぞれが支給を受けている場合はそれぞれの支給額を合算して控除します。

Q8 賃貸借契約書に敷金に係る記載はないものの、敷金の支払いを裏付ける領収書が発行されている場合、その支払いは敷金として対象になりますか？

A8 対象になります。なお、申請する敷金が領収書に記載されている内容と同一であることと、賃貸借契約書に記載されている住宅の敷金であることを確認します。

Q9 対象となる引越費用はどのようなものですか？

A9 婚姻に伴う引越費用のうち、引越業者や運送業者（運輸局の許可を受けた運送業者）へ支払った実費が対象になります。不用品の処分費用や自らレンタカーを借りる、友人に頼んで謝礼を渡す等の費用は対象になりません。

Q10 婚姻前に引越しをしていた場合にその引越費用は対象になりますか？

A10 対象になります。ただし、婚姻を機とした引越しである場合に限りです。

Q11 引越費用について、会社から引越手当等の支給を受けていますが、対象になりますか？

A11 対象になります。ただし、会社等から支給された引越費用等を補助対象費用から控除します。夫婦それぞれが支給を受けている場合はそれぞれの支給額を合算して控除します。

Q12 住宅に係る他の補助制度を受けていますが、富谷市新生活支援事業補助金と併用できますか？

A12 原則併用できません。申請する住宅について、他の補助金の交付を受けている（又は申請の予定がある）場合は個別の確認が必要ですので、お問い合わせください。

Q13 契約名義人が夫婦の親であり、夫婦が親に賃貸借費用や住宅取得費用相当分を支払っている場合は対象になりますか？

A13 対象になりません。

Q14 勤務先が家主との間で賃貸借契約を締結している物件や勤務先が所有する社宅に入居し、勤務先に対し賃料(家賃)相当額を支払いしている場合は対象になりますか？

A14 対象になります。賃借人が勤務先であることと、勤務先に対し家賃相当額の支払いをしていることを確認するため、下記(ア)及び(イ)に該当する書類の両方を提出してください。

(ア) 賃借人が勤務先であることの確認書類

- ・ 社宅使用契約書、入居決定通知書等。このような書類が無い場合は社宅使用申込書

(イ) 勤務先に対し支払いをしていることの確認書類

- ・ 給与明細書等

Q15 月々の賃料（家賃）に駐車場代が含まれている場合、駐車場代は補助の対象になりますか？

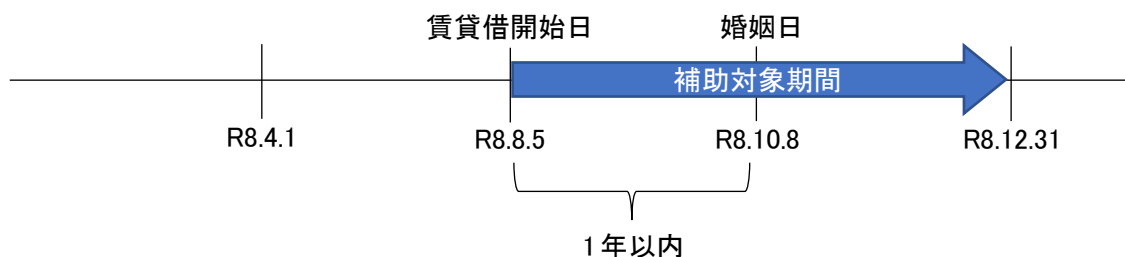
A15 原則、補助の対象になりません。ただし、賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けをできない場合は補助の対象になります。契約書等により駐車場相当額が確認できる場合は月々の賃料（家賃）から当該金額を控除した金額が補助の対象になります。

Q16 結婚を機に賃借した住宅の賃料はいつから対象となりますか。

A16 婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として新規に物件を賃借する場合、その賃借に係る賃料（家賃）や敷金等が対象となります。一方、婚姻を機とした賃借でない場合や、賃借が婚姻日から起算して1年を超える場合は、婚姻日以降の賃料（家賃）等が対象となります。

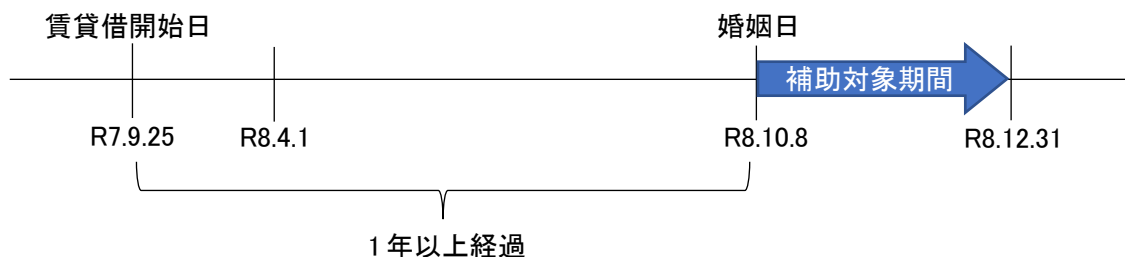
【例】賃貸借開始日が婚姻日から1年以内の場合

※この場合、対象経費は R8.8.5～R8.12.31 支払い分になります（上限3か月分）。



【例】賃貸借開始日が婚姻日から1年を超える場合

※この場合、対象経費は R8.10.8～R8.12.31 支払い分になります（上限3か月分）。

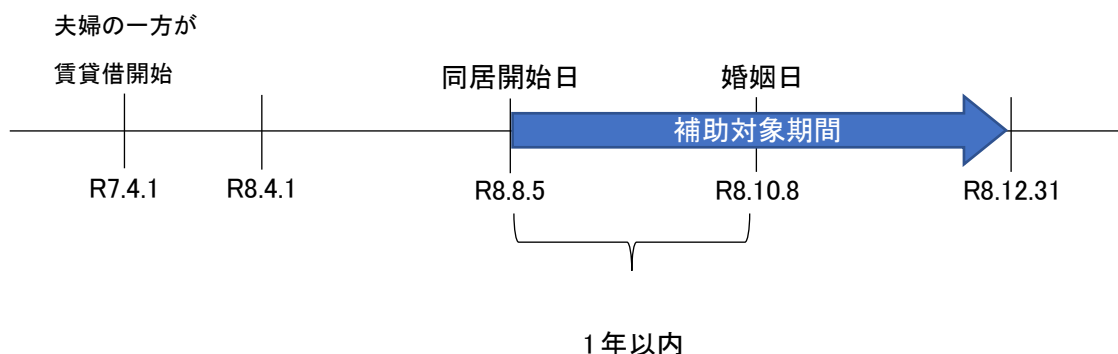


Q17 夫婦の一方が賃借していた住宅に結婚を機に同居を開始した場合は、対象となりますか。

A17 夫婦の一方が賃借している物件にもう一方が入居する場合、同居開始が婚姻を機としたもので、同居開始日が婚姻日から起算して1年以内の場合は、同居開始日以降の賃料（家賃）等が対象となります。一方、同居開始が婚姻を機としたものでない場合や、同居開始日が婚姻日から起算して1年を超える場合は、婚姻日以降の賃料（家賃）等が対象となります。
※同居開始日は、住民票に記載の住定年月日で確認します。

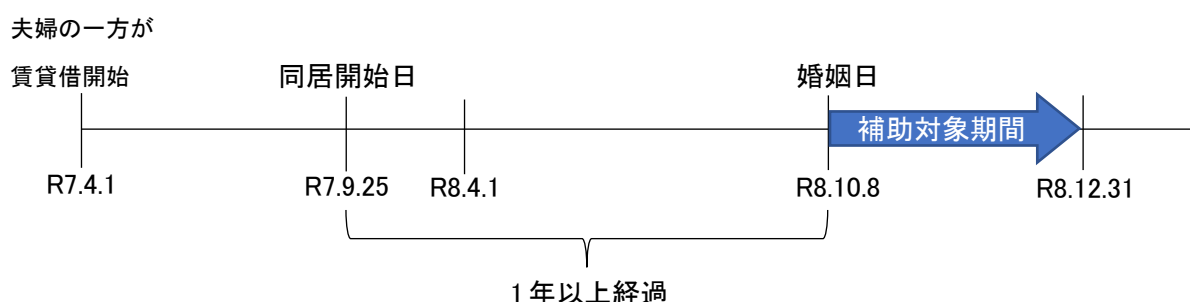
【例】同居開始日が婚姻日から1年以内の場合

※この場合、対象経費は R8.8.5～R8.12.31 支払い分になります（上限3か月分）。



【例】同居開始日が婚姻日から1年を超える場合

※この場合、対象経費は R8.10.8～R8.12.31 支払い分になります(上限3か月分)。



Q18 住宅が建築中である等の理由で申請をする住宅に夫婦の住民票を置いていない場合、申請することはできますか？

A18 申請できません。申請するためには、当該住宅を取得済であり、かつ住民票を当該住所に置く必要があります。

Q19 住宅のリフォーム費用はどのようなものが対象になりますか？

A19 婚姻を契機とした住宅のリフォームであり、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用が対象になります。ただし、次の費用については対象になりません。

- ・倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用
- ・エアコン、冷蔵庫、洗濯機等の家電の更新費用や設置費用

Q20 リフォームを行う住宅は夫婦が所有するものである必要はありますか？

A20 夫婦が所有するものである必要はありません。ただし、夫婦の双方又は一方の住民票の住所がリフォームを行う住宅の住所となっており、夫婦のいずれかがリフォーム工事の契約をし、夫婦のいずれかが費用を支払っている必要があります。

Q21 賃貸物件のリフォーム費用は対象になりますか？

A21 対象になります。ただし、賃貸借契約により本来貸主がすべき修繕費用ではないことを確認します。

Q22 住宅取得費用やリフォーム費用について、金融機関へのローン払いをしている場合、対象になりますか？

A22 対象になります。ただし、ローン契約に基づく支払いに限ります。

Q23 住宅取得の際、建物と土地を一体のものとして購入（建売分譲社宅等）し、代金を区分することができない場合は費用をどのように計上すればよいですか？

A23 不動産の登記において、建物、土地それぞれ取得価格を登録しているため、建物に係る代金と土地に係る代金は区分することができます。売主等に確認し、建物代のみを補助対象費用としてください。